司法取引 冤罪の危険

大阪地検特捜部による証拠改ざん事件が発覚してから4年。刑事司法改革の一環として新たに導入される見通しとなった司法取引は、米国では捜査から公判まで様々な局面で使われている。日本の刑事裁判に、司法取引は何をもたらすのか。

▼1面参照

先駆の米では

日本で導入される司法取引のイメージ

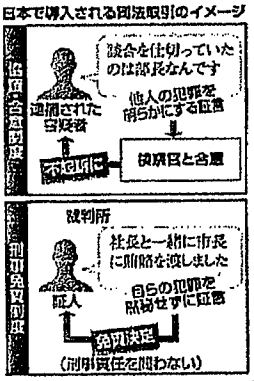

日本版こうなる

18日に法制審議会が法相に答申した日本版司法取引の仕組みは、①容疑者・被告が他人の犯罪を明らかにする引き換えに検察官が不起訴にしたり求刑を軽くしたりする「協議・合意制度」②公判で証人が自分が罪に問われない代わりに黙秘せずに証言する「刑事免責制度」だ。いずれも、他人の犯罪に関する情報提供に限定し、捜査・公判に協力する案となっている。

また、③の対象事件は、殺人などの重大事件で求刑を軽くすることも「国民の支持を得られない」といった意見があって見送りに。企業犯罪、汚職事件、薬物犯罪などに限定された。

司法取引の導入は、冤罪を防ぐために進められる取り調べの可視化と密接な関連がある。ある法務・検察幹部は「取り調べが全面的に録音・録画されれば、容疑者はしゃべらなくなる」と話し、特捜事件を仕上げるための捜査の新たな「武器」として期待する。

ただ、司法取引で得られる証言の信用性を疑問視する声もある。6月の特別部会の会議では、委員の今崎幸彦・最高裁刑事局長が「(司法取引に基づく)証人が出てきた場合には、最初からある種の疑問符というか、留保を持ってその証言を聞くと発言した。

捜査の現場でも慎重な見方が根強く、ある検事は「司法取引による証言は裏付けをきちんとしなければ、とても証拠として使えない。供述以外の証拠取集が重要なのは変わらない」と話した。

(西村圭史、川田悠史)

検察幹部「新たな武器」

■捜査・公判はこう変わる

取り調べの録音・録画(可視化)	警察は裁判員裁判の対象事件、検察は裁判員裁判と独自捜査事件で義務化
司法取引の新設	容疑者や被告が他人の犯罪事実を明らかにすると、見返りに求刑を軽くしたり、起訴を見送ったりできる
通信傍受(盗聴)の拡大	振り込め詐欺や組織的な窃盗など9種の犯罪で新たに利用可能に
証拠開示と捜査者保護	検察が持つ証拠の一覧表を示す。被告から危害を加えられる恐れがあるとき、捜査者の情報を明かさない

「被告が監獄で犯行告白」と同房者・実はよく知らず

偽証横行の温床にも

自らに科せられる刑罰を軽くするために、うそをついてでも他人を「売る」。司法取引が潜在的に抱えるそんな危うさが浮かび上がった米国の裁判がある。

2012年2月、米バージニア州サフォークの裁判所。新聞記者員を射殺したとして訴追された男性被告は、無罪を主張していた。だが被告と監獄で同室だった男が証人出廷。「被告が監獄で犯行を告白していた」と証言した。

ところが、非陪審は「虚偽証言」と反論。根拠として証人の男が監獄から外部の友人に電話したやりとりの録音を再生した。

「俺は被告がどんなやつかは知らないんだ。だけど監獄の仲間が捜査官に、俺が事件のことを知っていると伝えてくれた。情報提供すれば刑期が短くなるというんだ」

検察側証人による虚偽証言疑惑。日本であれば徹底的に無罪が争われるケースだが、同月中に出た判決は「禁錮10年」。被告側が、死刑を回避して軽い刑罰を受け入れる司法取引を申し入れたためだ。

事件を担当したダグラス・ラムズール非陪審士は「他の証人の証言を根拠に終身刑が出る可能性があったので、10年で我慢してもらう方が安全だと判断した。ビタースイート(ほろ苦い)な結果だ」と振り返る。

米国で冤罪救済に取り組む民間団体「イノセンス・プロジェクト」によると、冤罪事件の約2割で、捜査側との取引を期待する情報提供者らの証言が証拠に使われたという。

カルテル事件 効率性発揮

それでも、米国では司法取引の制度そのものを否定する声は少ない。その理由は「捜査の効率性」だ。

米司法省がここ数年、古河電工やデンソーなどの日本企業や関係者らを手づる式に摘発している自動車部品のカルテル事件。ここでも自社や他社の不正を捜査当局に明かす見返りに、罰金や社員の禁錮刑を減じる司法取引が多用されている。同省によるとこれまでに28社とその関係者20人が罪を認めたか、認める合意を交わした。

元検事でカルテル事件に詳しいドナルド・クラウィター非陪審士によると、こうした取引では非陪審士と検察官が法廷外で交渉。合意が成立すると内容が書面にまとめられ、企業の代表者もサインしたうえで裁判所に提出される。事実関係も証刑も争う必要がないため、裁判所は15分ほどの審理で判決を言い渡す。

クラウィター非陪審士は「企業にとって裁判にかける時間や費用を節約でき、罰金額なども想定できる。使いやすい制度だと受け入れられている」と話す。

司法取引に応じた日本企業の関係者は「要はちくり合い。何を話していいかもわからない怖さがある」と漏らした。

(ワシントン=太田航、阿部俊介)

米国で司法取引が使われた最近の著名事件

2012年	アリゾナ州の政治集会で19人が死傷した銃乱射事件で、殺人罪などに問われた男性被告が死刑を回避するために有罪を認める。判決は終身刑
2013年	オハイオ州クリーブランドで殺人や女性の監禁など900件以上の罪で起訴された被告が死刑を避けるために罪の大半を認める。判決は終身刑と禁錮千年
2014年	サイバー犯罪で起訴された国際ハッカー集団「アノニマス」のメンバーの男性が他のメンバーに関する情報を提供。禁錮25年前後とみられた受刑期間を7カ月とする判決

(いずれも判決のあった年)

朝日新聞 2014年9月19日 太田航記者